

公益財団法人小山台教育財団 平成 29 年度事業計画

公益財団法人小山台教育財団は平成 25 年度の設立 50 周年を機に新事業の検討に着手し、平成 28 年度において国際交流の助成金制度として海外チャレンジ支援事業及び既往海外派遣者を対象とするネットワーク事業を新たに創設した。平成 29 年度はこれら新事業の実践・定着を図るとともに、環境変化に対応した既往事業の見直し・改善及び会館設備の更新を実施する。

I. 国際交流事業（公益目的事業）

青少年の国際相互理解教育を推進するため、国際交流を通じて異文化体験を行うとともに、真に日本を理解する能力を身につけるため、語学研修派遣、交換留学の実施及び海外研修派遣助成を行う。

1. 英国語学研修派遣

英国ボーンマス市に派遣し、ホームステイをしながらキングス・カレッジで世界各国の青少年とともに語学研修を受講するプログラム。派遣時高校 1 年生はサマーバケーション・エキストラコース、高校 2 年生以上はインテンシブコースの研修を受講する。財団が指定する添乗員 1 名が同行し、財団が指名するリーダー 1 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）及びその卒業生である大学生、合計 20 名（予定）。
- (2) 期間：平成 29 年 8 月中の 22 日間（予定）。

2. 英国交換留学派遣

英国ブリッドポート市における N P O 法人 Bridport Young Persons' Action Trust と連携して、英国に派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。平成 29 年度は英国派遣の年にあたり、日本からの派遣生を英国側生徒の家庭がホームステイで受入れて英国側ファミリー及び学生との交流を行う。日本からの交換留学派遣生は現地滞在期間中、英国の政治・文化・歴史・伝統に触れるとともに現地での活動を通じて日英相互理解の促進を図る。交換留學生の引率者として財団役職員が 1 名同行し、財団が指名するリーダー 1 名と連携して留學生の相談や安全確保に努める。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）およびその卒業生である大学生、合計 6 名（予定）。
- (2) 期間：平成 29 年 8 月中の 22 日間（予定）。

3. ドイツ交換留学受入れ

ドイツ、ベルリンの私立カニジウスコレク・ギムナジウム校と連携して、ドイツに学生の派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。平成 29 年度はドイツから受入れの年にあたり、カニジウス校派遣生を日本側生徒および家庭がホームステイで受入れて交流を行う。日本滞在の間、ドイツからの派遣生を日本側受入れ学生・家庭及び財団関係者が都内及び近郊を案内するとともに関西・広島旅行に同行するなどの受入れ活動を通じて日本の政治・文化・歴史・伝統についての理解を促進するとともに相互交流を推進する。

- (1) 受入対象者：ドイツ側学生 9 名および引率者 1 名（予定）。
- (2) 期間：平成 29 年 7 月～8 月中の 21 日間（予定）。

4. 台湾交換留学

台湾斗六市にある環球科技大学と連携して学生の派遣と受入を行うプログラム。毎年春に日本側学生を台湾に派遣し、同大学での実習授業等を行い文化・歴史・伝統を学ぶとともに相互交流を深める。この際、財団役職員 1 名が同行し財団が指名するリーダー 1 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。台湾学生の日本側受入は先方の希望・都合により行う年と行わない年がある。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生 9 名（予定）。
- (2) 期間：平成 30 年 3 月中の 9 日間（予定）。

5. 海外チャレンジ支援

平成 28 年度に新たな助成制度として海外チャレンジ支援を創設し、初回の募集を実施した。平成 29 年度において応募者の選考を経て合格者に対して初回の助成金支給を行う。

○制度の概要：品川区にある都立高校を卒業した大学生等に対して、海外における留学・研修・専門的研究・インターンシップ・ボランティア・芸術・スポーツ等様々な活動を通じて学び・研鑽の実を挙げるとともに異文化体験を深める機会を提供することを目的としており、それを通じて我が国の将来を担う有為な人材の育成を支援する。

○制度の運用方法：

ア. 募集人数：3 名（予定）。

イ. 対象者：小山台、大崎、八潮各高等学校の卒業生である大学生。

ウ. 支援プログラム及び支援内容：長期留学、短期研修及び多様性キャリア開発の 3 種類、合計 150 万円。

II. 奨学育英事業

1. 在品川区都立高校向け奨学育英事業（公益目的事業）

有用な人材育成に寄与し、我が国の文化と国民生活の向上に資することを目的として、品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）に在学する、就学意欲のある有為な生徒で、経済的理由で学業が困難なものに対して、奨学金の給付を行う。

（1）一般奨学金

① 対象：高校2年生以上の生徒 合計31名（予定）。

② 給付額：4月から翌年1月まで月額1万5千円（1人、年間15万円）。

（2）臨時奨学金

① 対象：高校1年生若しくは家庭状況の急変等で緊急に援助が必要になった生徒 合計11名（予定）。

② 給付額：9月から翌年1月まで月額1万5千円（1人、年間7万5千円）。

2. 都立千歳丘高校向け奨学育英事業（相互扶助等事業）

（1）特別奨学金

① 対象：千歳丘高校生徒 合計3名（予定）。

② 給付額：9月から翌年1月まで月額2万円（1人、年間10万円）。

III. 社会教育事業（公益目的事業）

社会公共の教育及び文化の発展に寄与するため、地域住民等に対する生涯学習の推進及び文化の向上に関する事業を行う。

1. 公開文化講座

地域住民等一般聴衆を対象とした文化講座を開催する。

（1）募集対象：主として品川区、大田区、目黒区の住民。

（2）開催頻度：毎月1～2回程度。

（3）講座内容：歴史、文化、美術、伝統芸能、科学等をテーマとする講演。

2. 寺子屋小山台

企業の第一線で活躍するビジネスマンを対象として日本社会の中核を担う人材を育成するためのリーダー養成講座を開催する。

（1）募集対象：品川区にある都立高等学校の卒業生を中心に概ね年齢35歳～49歳の方々。

（2）開催頻度：毎月1回程度。

（3）講座内容：政治・経済・国際関係等をテーマとする講義および討論。

3. 暮らしに役立つ講座

社会保険労務士・行政書士・税理士を講師として身近なテーマを取り上げて解説する講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区にある都立高等学校生徒の父兄ならびに近隣住民。
- (2) 開催回数：年間4回程度。
- (3) 講座内容：年金、介護、相続等の社会保険制度・行政関連諸手続および税務に関する解説。

4. 中学校のクラブ活動の支援

中学校の課外クラブに対して技術等の向上を図るための講習会を小山台高等学校の課外クラブが主催し、開催する。

- (1) 受講対象：品川区、大田区、目黒区の中学校課外クラブ部員等。
- (2) 開催頻度：随時。
- (3) 支援内容：小山台高等学校と協議して実施。

5. ランチタイムコンサート

地域住民等一般聴衆を対象としたコンサートを開催する。

- (1) 参加対象：品川区、大田区、目黒区の住民・職域を中心とする一般向け。
- (2) 開催頻度：毎月ないし隔月1回程度。
- (3) 内容：クラシックを中心とする演奏会。

IV. 学校教育事業（相互扶助等事業）

都立小山台高等学校の教育環境の整備を図ること並びに小山台高等学校生徒の健全な心身の育成を増進するために、小山台高等学校に対して下記プログラムの支援を行う。

1. 進路指導・学力向上助成
2. 学校行事・班活動関係助成
3. 学校広報関係助成

V. 会館事業（相互扶助等事業）

小山台会館は財団活動の拠点として使用しているが、地域住民等に対して会議・会合・懇親の会場として施設の貸出を通じて教育・福祉増進および文化の向上に寄与する役割も果たしている。平成29年度は会館の利用を活性化するための諸施策を進めるとともに会館長期修繕計画に沿った会館建物修繕および設備更新を実施する。

1. 会館利用率向上に向けたアクションプランの推進

- (1) 広報活動。
- (2) 会館利用活性化に資する施策の検討。

2. 長期修繕計画にもとづく施策の推進

- (1) 長期修繕計画に沿った個別建物補修・設備更新案件の検討。
- (2) 必要な個所の補修・設備更新の実施。

VI. 海外派遣者ネットワーク（相互扶助等事業）

新事業として平成 28 年度に運用を開始し、平成 29 年度はネットワークの事業基盤を固め、将来の発展に向けた施策を推進する。

○制度の概要：当財団が実施する国際交流事業に参加した海外派遣経験者を主体とする会員組織を通じて、これら派遣経験者間の相互交流・海外からの交換経験者との交流・その他海外からの来日者との交流等の活動を推進する。

○制度の運用方法：

当財団が主催する語学研修および交換留学に参加した派遣経験者が学校を卒業して社会人となった後に、これらの対象者が加入できる会員組織を通じて次の活動を推進することを当財団が支援する。

ア. 会員相互の交流及び親睦並びに会員と当財団の国際交流事業における語学・交換派遣生乃至参加経験をもつ学生との交流。

イ. 当財団の海外における連携先を通じて来日した海外からの交換経験者と会員との日本乃至海外における交流。

ウ. 連携先の紹介による来訪者が日本に滞在する際の会員による交流。

エ. 会員に関する情報データベース及び情報ツールの構築、会員に対する会員情報の提供等。

オ. 上記各項の活動に対する当財団役職員の参加及び支援。

VII. 財務活動（公益目的事業および相互扶助等事業）

1. 有価証券

平成 28 年 12 月末時点保有有価証券（額面）は 64 億円。平成 29 年度に償還期限が到来する債券の見合い運用として資産運用規程に定める基準に従い最も有利な債券の購入を実施する。

2. 寄付金

寄附金募集を行い、これまで多くの方からの応募があった。平成 29 年度も財団活動への理解・協力、事業の意義を幅広い関係者からご理解いただき資金面での支援が財源の多様化として寄与し、将来にわたり定着させる観点から募集を推進する。

VI. 管理

財団の業務遂行に伴う不測の事態に備えるための全般的な見直しを行ない、引き続きガバナンス及びリスク管理体制の強化に努める。

以上